二㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百三十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市大字留萌村字幌糠三五八九番一から同市大和田一丁目六八番まで	前	A・B・C	一七・〇〇～一四四・〇〇メートル	一〇・四九七キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		D・E・F	二〇・六〇～一九二・〇〇メートル	九・四九〇キロメートル	
	後	A・B・C・D・E・F	一七・〇〇～一四四・〇〇メートル	一〇・四九七キロメートル	
		G・H・I・J・K	二〇・六〇～二〇一・二六メートル	九・四九〇キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部
三㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百三十六号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
帯広市川西町基線五四番六から北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三まで	前	A・B・C	一〇・二八～三六・九一メートル	二一・三〇八キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		D	二三・〇〇～二〇七・〇〇メートル	二〇・四一三キロメートル	
	後	A・B・C	一〇・二八～三六・九一メートル	二一・三〇八キロメートル	
		D	一四・四〇～二〇七・〇〇メートル	二〇・四一三キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部
四㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百三十六号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三から同道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三まで	前	A・B・C	一八・五〇～九〇・二三メートル	二三・一七九キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		D・E・F・G	一四・四〇～一九八・五四メートル	二一・九二二キロメートル	
	後	A・B・C	一八・五〇～九〇・二三メートル	二三・一七九キロメートル	
		D・E・F・G	一四・四〇～一九八・五四メートル	二一・九二二キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十三号	留萌市大字留萌村字幌糠国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署八六林班る小班から同市大字留萌村字留萌一一五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月十六日十五時

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十六号	北海道河西郡中札内村協和東三線二四八番一から同郡更別村字更別南一線八六番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月十七日十五時

官庁報告

官庁事項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

内閣

目次
策定方針
第一　通常収支分
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　地方譲与税
3　地方特例交付金
4　地方交付税
5　国庫支出金
6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
9　全国防災事業一般財源充当分
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　地域経済基盤強化・雇用等対策費